## 岩手県監査委員告示第39号

行政監査及び定期監査の結果の公表(令和5年岩手県監査委員告示第33号)により公表した監査の結果に対する措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次の とおり公表する。

令和5年12月5日

岩手県監査委員 五日市 王 岩手県監査委員 川 村 伸 浩 岩手県監査委員 五 味 克 仁 岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立中部病院
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和5年6月15日から同月16日まで
  - (2) 本監査実施日 令和5年7月20日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年8月25日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、固定資産除却の会計処理を行ってい	該当する固定資産について、除却処理を行った。
ないものが4件、745,000円あったので、適正な事務の執行	機器を処分する際にあわせて除却処理を行うべきものであ
に努められたい。	ったが、処理について失念していたことが原因であることか
	ら、固定資産処分の際には上長が立ち合い、当該固定資産に
	かかる除却手続がなされているか財務会計システムを確認す
	ることとした。
借受資産の管理に当たり、借受開始後も固定資産台帳に登	該当する借上公舎について、固定資産登録と台帳の作成を
載していないものがあったので、適正な事務の執行に努めら	行った。
れたい。	担当者が処理を失念しており、他の職員のチェックも漏れ
	ていたことから、借上及び解約時の事務手続時に、上長が当
	該借上固定資産に係る登録処理がなされているか、財務会計
	システムを確認することとした。
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給し	誤支給分について返納処理を行った。
ているものが5件、84,950円あったので、適正な事務の執行	赴任旅費支給に係る計算について、担当者が誤った額を算
に努められたい。	出したが、係内のチェックが行われず、誤支給となったこと
なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組	から、係内において勉強会を実施し、担当者とそれ以外の職
織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められた	員が適正な事務処理及びチェックを行える体制を整備した。
V °₀	また、過去に誤った事例や誤りやすい項目等を記載したチ
	エックリストを作成し、旅行命令票の内容精査に活用するこ
	ととした。
	監査において指摘等となった留意改善を要する事項につい
	て、内部統制にかかる自己点検表の「各所属任意設定項目」
	へ記載し、適正な処理が行われていることを確認できる体制
	を構築することとした。